

21世紀初頭における情勢の特徴と研究課題 —労働総研10年を総括して—

労働総研は、昨年12月、設立10周年を迎えた。この節目にあたり本文書は、この10年間の本研究所の研究活動と労働者・国民をめぐる90年代の情勢の特徴を整理し、さらに21世紀初頭の情勢の特徴を展望しながら、労働総研としての中期的な研究課題をはっきりさせようとするものである。本文書は、99年度定例総会で提起した「素案」をもとに検討してきたもので、2000年度定例総会の決定を経て、21世紀初頭における本研究所の「研究の方向（方針）」として位置づけ、以後、対外的にもアピールしていくことを予定するものである。

なお、そこに示される研究課題は、いずれも全労連を中心に労働運動を発展させ、各分野の民主的諸運動、各勤労諸階層との共同を強め、同時に政治革新を追求し、大企業の横暴な行動にたいする《民主的規制》を強め、労働者・国民の状態改善をめざすためのものである。

第1章、労働総研10年の事業活動

(1)、この10年の事業活動の広がり

「全労連との密接な協力・共同」のもとに、「運動の発展に寄与する調査研究活動をすすめる」（設立趣意書）としてきた労働総研も、昨1999年12月には全労連とともに設立10周年を迎えた。

設立以降10年間、労働総研はどのように活動してきたか。その詳細は、別出「労働総研10年の事業活動の広がり」と到達点」によって整理されているが、ここではまずはその要点だけを記述しておこう。

①、会員数の増加と定期的な機関誌・ニュース・海外向け英文「ジャーナル」の発行

個人会員は、設立当時の呼びかけ人40人から現在300人を超え（約8倍）、団体会員は、全労連とその傘下の単産・都道府県労連などを中心に67団体となっている。

機関誌「労働総研クォーターリー」（季刊、B5版、50～60ページ）は、設立翌年の90年12月に創刊号を発行。テーマ・内容の充実、紙面・レイアウトの改善をすすめながら、すでに39号まで発行、執筆は会員にとどまらず、会員外もふくめ延べ約460人から協力をえてきている。

機関紙「労働総研ニュース」（月刊、B5版、8ページ）は、設立翌年の90年4月に創刊号を出し、すでに120号まで発行、執筆は会員を中心に延べ約340人から協力をえてきている。

同じく機関紙「Rodo-Soken Journal」（英文・季刊、A4版、6ページ）は、93年1月に創刊号を出し、すでに29号まで発行。この英文ジャーナルは、海外の研究機関、労働組織などに情報を提供するとともに、これを介して資料の交換を求めている。執筆は会員を中心に延べ約70人から、翻訳は会員内外の専門家の協力をえてきている。

②、労働総研の研究活動

研究活動は、部会研究とプロジェクト研究の2つの形態ですすめられている。

部会研究は、原則として期間を設けないが、おおよそ2年ごとに研究成果の発表ができるように努めることにしている。現在、雇用、労働

特集・労働総研設立10年の足跡

時間、女性労働、賃金、労働法制、社会保障、中小企業、政治経済動向、国際労働、青年問題、関西圏産業労働の11の部会がある。それぞれ当面の研究課題を設定し、個人会員と労組活動家による研究会が組織されている。

プロジェクト研究は、おおむね2年を目途に調査研究を行い、その完了をもって解散することとしている。これまでに「現代における生活保障体系研究」「規制緩和と経済民主主義研究」「首都圏地域開発と労働運動研究」「日本の団体交渉制度研究」の各プロジェクトが研究成果を発表して終了。「外国人労働者問題研究」は、諸般の事情により終了。現在、「日本の労使関係研究」「地域政策研究」の2つのプロジェクトが活動している。

③、この10年の研究活動の成果

研究部会・プロジェクトの研究活動の成果

研究部会・プロジェクトの研究活動にもとづく成果は、以下のように23本がまとめられた。「男女平等社会をめざす賃金・生活費・生活時間調査報告」(91年、92年)、「フレキシビリティ／今日の派遣労働者」(91年)、「規制緩和と経済民主主義」(92年)、「現代の労働者階級－『過重労働』下の労働と生活－」(93年、野呂栄太郎賞受賞)、「日本の労働時間－賃下げなしのワークシェアリングと大幅短縮への展望」(94年)、「動揺する『日本的労使関係』」(95年)、「規制緩和で日本はどうなる」(95年)、「日本の団体交渉制度の現状－改革のために－」(95年)、「開発・県政と労働者・住民の運動」(95年)、「『現代の労働者階級』データのジェンダー分析－階級分析への補足」(96年)、「中小企業労働組合運動の挑戦－21世紀を展望して」(96年)、「財界新戦略と賃金」(97年)、「規制緩和と雇用・失業問題」(97年)、「変形労働・長時間・深夜労働－労働時間と『規制緩和』」(98年)、「『日本の経営』の変遷と労資関係」(98年)、「世界の労働者のたたかい－世界の労働組合運動の現

状調査報告」(95～2000年各年版)、「日産自動車リストラの特徴と政策課題」(2000年)など。

委託研究・共同研究の成果

全労連からの要請にもとづく委託研究・共同研究は、以下のように8本のテーマで行われ、それぞれ研究成果がまとめられた。「ILO夜間労働に関する見解(案)」(90年)、「ILO多国籍企業及び社会政策に関する諸原則の第三者宣言への回答書(案)」(92年)、「『過重労働』下の労働と生活に関する調査報告」(92年)、「労働基準法(労働契約法制)『改正』の評価と提言」(93年)、「規制緩和で日本はどうなる」(95年)、阪神・淡路大震災に際して「市民本位のみなどの復興と港湾労働者の生活・雇用・労働条件のための提言」(96年)、「生計費研究報告」(96年)、「NTT持ち株会社化は何を目指すか」(98年)など。

④、この10年間に21回の公開研究例会、全労連との共催で9回のシンポジウム・研究交流集会の開催、全労連主催の2回の国際シンポジウムへの協力

21回の公開研究例会は、別出「労働総研10年の事業活動の広がり」と到達点」参照。

9回のシンポジウム・研究交流集会は、以下のとおり。「労働時間短縮の日本的障害とその克服の道」(92年)、「国民本位の不況対策の実現を－大企業の民主的規制の追求－」(92年)、「不況・リストラ『合理化』と民主的規制」(93年)、「人間らしい労働と生活の確立をめざして－ナショナル・ミニマムの確立を－」(94年)、「雇用破壊・賃金破壊とナショナル・ミニマム－労働組合の役割－」(95年)、「生計費・全国一律最低賃金制」(96年)、「地域政策研究交流集会」(95年、97年、98年)など。

2回の全労連国際シンポジウムへの協力は、以下のとおり。国際シンポジウム「日本的労使関係と労働者の権利」(91年)及びアジア・太平

洋労働組合シンポジウム「労働者の権利・人権・多国籍企業の民主的規制」(94年)など。

⑤、全労連編「国民春闘白書」(1990～2000年各年版)及び上記の「世界の労働者のたたかい—世界の労働組合運動の現状調査報告—」(各年版)の編集・執筆・に協力。

(2)、労働総研 10 年の研究活動の総括

以上のように、労働総研10年の活動の整理をしてみると、90年代の情勢の特徴にかみあうかたちで研究活動はそれなりに確実に積み上げられ、その研究諸成果の公刊は、労働総研の社会的存在と評価を確固たるものにしてきたといえよう。しかし、その研究活動の総括については、あらためて2つの重要な基本的課題が指摘される。

第1の課題は、雇用、賃金、労働時間、生活、社会保障、地域破壊、労使関係等、各研究プロジェクト・部会による独自の調査研究が、他の研究プロジェクト・部会による独自の調査研究との相互関係をも強く意識し、相互の調査研究を体系化し、これを労働運動の要求と政策課題により密接に結びつけていくことである。

第2の課題は、第1の課題とも関連するが、労働総研としては、21世紀を迎えるつぎの10年には「全労連運動の発展に積極的に寄与する調査研究活動」や「政策活動」の水準を、質的にも量的にも一段と引き上げ、労働運動の側からの期待にこたえとともに、研究機関としての社会的評価をも一段と高めることである。

この2つの基本的な課題の前進的な解決には、それに対応する研究体制、役員・事務局体制の確立とあわせて、各研究プロジェクト・部会が内外にわたる経済・政治情勢との関連を一層鮮明な問題意識をもって把握し、集団研究・共同研究に取り組んでいく必要があろう。

第2章、21世紀初頭の情勢の展望と労働総研の研究活動

労働総研設立以降10年の研究活動は、「全労連との緊密な協力・共同」をはかりながらすすめられてきた。そして当然のことだが、この10年の研究活動は、1990年代の経済政治情勢と労働者状態を反映するものであった。したがって、いま労働総研として、21世紀初頭の予想される情勢の特徴と研究課題を想定するに際しては、まずは90年代情勢を回顧し、その特徴を整理しておく必要があろう。

(1)、90 年代の情勢の特徴

①、特徴の第1は、90年代のバブル崩壊をきっかけとした「90年代不況」の長期化と泥沼化である。この不況の根本原因は、大企業の横暴な「ルールなき資本主義」とよばれる搾取活動と、その結果である資本の高蓄積による生産設備能力の増大と、抑制された国民の最終的消費との間の矛盾の拡大にある。くわえて、バブル経済にあおられ肥大化した、大企業の独占利潤や銀行の過剰貸付が、事業への過剰投資をさらに拡大し、バブル崩壊と不況を契機とした巨額の不良債権による銀行の破綻とともに、不況増幅の追加的要因となってきた。

しかも、不況からすでに9年、ひきつづく超低金利政策と大規模な公共投資、莫大な公的資金の導入による銀行救済、企業減税など、空前の大きかりな大企業・大銀行救済の景気対策は、日本経済の行き詰まりをいまだに打開できぬ状況にある。

この経済的「閉塞」状況は、国民生活を犠牲にした大企業本位の景気対策の矛盾にもよるので、とりわけ消費税の5%への引上げの失敗が指摘される。景気対策の空振り和不況の長期化は、さらに中小業者の倒産を加速化し、大企業のリストラ・人べらし「合理化」等を促進し、失業増大の要因ともなっており、日本経済は経

特集・労働総研設立10年の足跡

済的「閉塞」の悪循環からなかなか抜け出せない状況におちいつている。

②、特徴の第2は、経済の「グローバル化」と「大競争時代」に対処するとして、大企業の国際的リストラ戦略と人べらし「合理化」攻撃が、すべての産業、すべての業種部門で、管理職をふくむすべての労働者に容赦なくかけられてきたことである。

全産業の大企業では、内外にわたる企業の集中・合併、本社・管理間接部門の機構縮小、工場の閉鎖・統合、外部請負（アウトソーシング）の導入、不採算部門の切り捨て、持ち株会社を展望した部門ごとの分社化、系列・下請けの再編・切り捨てなどをテコに、新規学卒の雇入れ制限、技能労働者、ホワイトカラー、管理職の正規雇用の削減、より過密な長時間労働、サービス残業をすすめてきた。

そしてまた、人べらし「合理化」では、正規労働者にかわり、派遣社員、パート、外部委託等、非正規の不安定雇用の急速な拡大など、雇用形態の広範な多様化がすすむことになった。

大企業の国際的リストラ戦略は、世界的な過剰蓄積を背景とした巨大多国籍企業相互のM&Aや事業連携に呼応しながらすすめられてきた。それは、「世界最適地経営」による海外生産と国内生産の抜本的な再編としてすすめられ、前述のような大々的な人べらし「合理化」をともなうものであった。

③、特徴の第3は、アメリカに追従する「市場原理主義」による政府・財界の規制緩和政策（経済的規制緩和、社会的規制緩和）が大企業の経済的支配の強化とリストラ・人べらし「合理化」を公然と手助けしてきていることである。

経済活動に対する国の規制の緩和・原則自由化は、市場競争を強め経済活動を活性化するという。だが、その実質は、優勝劣敗で全体として大企業の経済的支配を強める。それは、農林漁業や製造業、商業・流通、サービス業の「非効率」な中小経営の淘汰をすすめ、相対的過剰

人口の大群をつくりだすとともに、これらの産業分野だけでなく、情報、バイオ関連、環境、介護など新産業分野への、大企業の進出を容易にするものである。

社会的規制の緩和による勤労権、生存権の侵害。すなわち、職業紹介、派遣事業の「原則自由化」、女性保護規定の全面廃止、「変形」・「裁量」労働時間制の拡大など、労働法制の全面改革による勤労権の侵害は、パート、派遣、臨時、契約社員等、非正規雇用の拡大とあわせて、公然と「搾取の自由」を謳歌しようとするものである。また、「行財政改革」に名を借りた年金・医療の改悪、消費税の導入などは、憲法上の生存権の侵害にほかならず、国民生活を一挙に圧迫してきている。

このような一連の規制緩和政策は、もちろん前出の第2の特徴、すなわち、大企業の国際的リストラ戦略と人べらし「合理化」を支え、促進する役割を果たしてきている。また、日経連の「新時代の日本の経営」も規制緩和政策に援護されながら、不安定雇用形態の拡大を柱として、雇用の流動化、成果主義の賃金個別管理、終身雇用と年功賃金の解体など、「日本の経営」の再編をすすめている。

④、特徴の第4は、国際政治・国内経済の面で、90年代はソ連・東欧における「ソ連型社会体制」の崩壊をもってはじまり、それを機に逆にアメリカの軍事的・経済的覇権主義がいちだんと強まったが、これに対して自民党と財界主導の国内政治は、「対米協力・追従」の姿勢をいちだんと強めたことである。

そのことは、経済面では、アメリカの「グローバル経済化」戦略への「市場原理主義」・規制緩和政策による追従、軍事・政治面では、憲法違反の「新ガイドライン」関連法の制定、有事立法や沖縄基地の恒久化への画策など、対米軍事協力の強化・軍事大国化の方向にみられ、それらは憲法改悪の策動にもつながってきた。

⑤、特徴の第5は、以上にみる90年代情勢の

展開を通じて、国際的リストラと人べらし「合理化」、対米追従の「市場原理主義」政策と軍事協力の強化など、政府・財界の21世紀戦略と労働者階級をはじめする勤労国民諸階層との間の矛盾は、雇用と経営、労働と生活の不安、平和・自由と民主主義の脅威など、全面にわたって激化し拡大し、そのことが労働運動や国内政治の情勢にも反映されてきたことである。

すなわち、89年秋に結成され、10周年を迎えた階級的ナショナルセンター「全労連」は、いまや組織人員150万人に達し、社会的影響力を確実に拡大してきており、政府・財界としてもこれを「連合」にならぶナショナルセンター組織として認めざるをえなくなっている。職場と地域ですべての労働者、労働組合、国民各層との要求と政策にもとづく「対話と共同」を組織し、たたかう労働組合の輪をひろげてきた全労連運動への期待も、労働者、国民の間で、この10年間に大きくひろがってきた。

また、国民の要求と政策で「正論」を主張してきた日本共産党は、国政にあっても、また地方政治にあっても、無党派層をふくむ幅広い支持を獲得しつつあり、広く内外から注目を集めてきている。

こうした情勢の新たな展開の反面、90年代末は他方にまた、「自自公」政権体制の確立や、東京・足立区長選挙、東京都知事選挙にみる新たな「反共包囲網」の形成など、政治的反動化の傾向もみられた。

(2)、21世紀初頭の情勢の展望

労働総研のこれからの課題、とくに研究上の課題を明らかにするには、21世紀初頭が、「ソ連型社会体制」の崩壊、アメリカの経済的・軍事的覇権主義とグローバル経済化戦略、日本の90年代不況の長期化とアジア経済の低迷、「資本主義万歳」論の崩壊等、流動の90年代をへて、新たな転換による激動期を迎えることを意識しておく必要があろう。その転換と激動の局

面を、国民の就業と生活、自由と民主主義の視点を重視しながら特徴づければ、つぎの諸点をあげることができよう。

①、第1は、政府・財界による「経済戦略会議答申」「産業競争力会議」への経団連の提言など、あらためて製造業をはじめ全産業部門の「過剰設備・過剰雇用・過剰債務」、すなわち、「三つの過剰」の整理なしに「日本経済は再生しない」といい、いまや彼ら流の「過剰雇用」の切り捨て、大々的な首切り攻勢が公然と宣言され、すでに戦後最悪の失業状態は、21世紀初頭にはさらに数段の悪化が予想されることである。

政府・財界は、膨大な公的資金を投入して、銀行のかかえた過剰貸付資本（不良債権）をひとまずは処理し、これからは、いよいよ製造業をはじめ全産業部門の産業大再編と大リストラ・人べらし「合理化」（現実資本の過剰処理）を本格的に促進とようとしている。

②、第2は、この国内における産業大再編と大リストラ・人べらし「合理化」は、国際的な「大競争・大再編」の一環として、すなわち、アメリカ、EU、日本の大企業の世界的なM&A（企業合併）と提携、アジア諸国への新たな資本輸出と既進出資本のリストラ等を背景としていることである。国際的な資本の集中が大規模にすすむなかで、国際競争を通じた日本産業の再編がすすみ、また、あらゆる産業分野で企業の優勝劣敗をかけた、「選択と集中」「構造改革」を柱として、かつてない企業のリストラ・再編、人べらし「合理化」がすすんでいる。

③、第3は、この大産業再編と大リストラ・人べらし「合理化」にあっては、すでにみたように政府・財界の「産業再生計画」や「経済戦略会議答申」「産業競争力会議」への経団連の提言など、官民一体による設備と雇用の廃棄、国家が前面に出た産業再編、リストラの促進が強調され、法制面・政策面での大企業への全面バックアップがみられることである。

すでに、労働法制の改悪、たとえば有料職業

特集・労働総研設立10年の足跡

紹介事業の「原則自由化」は、発生する大量失業を流動化させ、労働者派遣事業のネガティブ・リスト化は大量失業を背景に非正規雇用を拡大し、資本の利益に奉仕する。女性保護規定の削除、変形労働時間制や裁量労働時間制などの規制緩和は、「合理化」・搾取強化を援護する。「過剰設備」「過剰雇用」「過剰債務」の破棄こそ「経済再生」の根幹だとする政府の「緊急雇用対策」は、リストラによる大失業の発生を前提とした失業者の「流動化」、自己訓練による能力開発、公的業務の民間委託等、財界の要求による失業の「受け皿」づくりにすぎない。

さらに、政府・財界一体で強行制定された「産業再生法」（1999年10月施行、2002年までの時限立法）は、「産業再生」のためには、「三つの過剰」の解消が肝心だとして、大産業再編と大リストラ「合理化」、大量首切りを、さらに大々的に支援するものである。すなわち、「過剰雇用」の処理では、解雇された中高年を主な対象として、一兩年をめどに国や自治体による採用や民間への事業委託で「70万人強」の雇用を確保（月給約11万円）といった、お座なりの失業の「受け皿」づくりにとどまる。

他方、「過剰設備」「過剰債務」の解消では、大企業にたいして国の手厚い援助が約束される。「過剰設備」廃棄には、税法上の優遇措置（法人税率の切り下げ、設備・債務破棄の損金処理、連結決算・連結納税）とともに、企業の合併・再編の促進策、遊休地や工場跡地の買い取り策などがもりこまれている。

「過剰債務の解消」とは、企業が銀行から借りている借金をいかに減らすかということである。銀行が企業の債権（貸付）の一部を放棄するかわりに株式を受け取る「債務の株式化」、そのための条件整備として、独占禁止法の弾力的運用が検討されている。巨額の公的資金の投入で金融機関は助かったのだから、“今度は金融機関が企業の面倒をみる番だ”というわけで、そして国もまた、企業の「過剰設備」や「過剰債務」

の解消を手厚く援護しようというのである。

④、第4は、「市場原理主義」と「グローバル経済化」、国際的な「大競争・大再編」を背景とした、日本産業の再編、企業の大リストラ・人べらし「合理化」は、雇用労働者の大失業（「雇用喪失」）だけでなく、製造業の中小経営や農林漁業や小売流通・サービス業を危機におとし入れ、ますます多くの中小経営者の「就業喪失」をもたらさずにおかないことである。

もちろん、累計645兆円の赤字公債をかかえた国と地方自治体でも、「行政改革」の名のもとに、国民へのサービスを犠牲にした行政事務の統廃合、独立行政法人化や民間委託とあわせて、公務労働者の大幅な整理もすすむ。こうして、21世紀初頭には、日本は「大失業列島」となるおそれがある。

他方、日本産業の再編は大企業と政府の主導ですすみ、大企業の経済的支配は金融、情報通信、バイオの期待が高い化学、薬品、食品等「成長産業」をはじめ、「成熟産業」の電機、自動車をふくめ、鉄鋼、石油、繊維はもちろん、新たに医療、介護、教育、環境などの分野にも拡大されようとしている。

こうして、医療、介護、教育などの分野の営利事業化が、福祉、教育の後退につながることは重大である。とりわけ教育分野では、国立大学の独立行政法人化、「私学間競争」の激化、教員の評価制度の導入などとあいまって、研究の崩壊が懸念される。教育改革に名をかりた日の丸・君が代の強制による管理教育の強化、教育予算の再編は不登校の増大や学級崩壊状況への対応をさらに困難とし、教育のいつそうの荒廃が懸念される。

⑤、第5は、90年代にすすんだ医療・年金改悪と消費税の導入にくわえて、以上の諸結果として、国民生活の急速な悪化が進行せざるをえないことである。医療・年金改悪、消費税にくわえて、大失業による所得の減少、介護保険負担の追加にくわえて、ひきつづく超低金利政策、

大企業本位の空前の景気対策による巨額の財政支出、不良債権への公的資金の導入、加重される新「産業ビッグバン」、大リストラ「過剰設備」の廃棄に対する国家的援護、これらはすでに645兆円に達する赤字公債をさらに累積させ、その国民負担は増税と悪性インフレによって、21世紀の国民生活を著しく窮迫させずにはおかないであろう。

⑥、第6は、以上を通じて政府・財界・大企業と、労働者階級を中心とする国民諸階層との間の矛盾はさらに激化し拡大せざるをえないが、それに対応して新ガイドライン(戦争協力)法、盗聴法、日の丸・君が代の法制化、憲法調査会設置法案、中央省庁再編法案、地方分権一括法案など、憲法に違反する平和と民主主義の国家的侵害が公然と広がり、反動的な国家体制づくりの確立が、「自公保」連立といった強権的な政治体制のもとで急がれてきていることである。この動きは、国民の生活、自由と民主主義の侵害であるだけでなく、アジアの諸国・諸民族の不信と対立の火種ともなりかねない。

もちろん、いまきびしさを増す21世紀初頭の情勢にあつて、日本社会の革新と再生をめざす革新懇運動とともに、全労連を中心とする階級的労働運動のさらなる発展が、90年代の前進をひきつぎ強く期待される。

(3)、21世紀初頭の研究活動にあたっての基本的視点

主として、研究上の活動にしばっていえば、前出の「21世紀初頭の情勢の展望」に即して、「具体的な研究活動」が設定されよう。その概要は、つぎの「3、21世紀初頭における具体的な研究課題」において10数項目にわたって、それぞれ数本のテーマを基本に、「何を明らかにするのか」(問題の所在、問題点等)が示されている。したがって、ここでは、さしあたりそれらの具体的な研究課題に取り組むにあたって共有すべき基本点視点だけを提示しておく。

①、まず、労働市場と雇用形態、賃金、労働時間、労働形態、社会保障と生活、地域政策をはじめとする各研究プロジェクト・部会の調査研究活動にあつては、それぞれ他の研究部会・プロジェクトによる独自の調査研究課題との相互関連を意識し、それらトータルとしての調査研究活動の成果として労働者状態を体系的に全面的に把握することが期待されよう。

②、なお、この相互関連をつなぐものとして、とくに大企業の資本蓄積条件の再構築、搾取強化の体系的な方法の追求(「合理化」運動)が考慮されよう。その場合、前述のこれからの情勢にてらして、「過剰雇用」の削減、解雇・失業、非正規雇用の拡大等、雇用・失業問題が今日の「合理化」の起点となっていることが重視されねばなるまい。また、各項目による労働者の状態悪化の調査研究にさいしては、内外にわたる経済・政治情勢、法制度や政策の変化との関連を意識したアプローチが期待されよう。

③、労働者状態の個別的な問題把握にあたり、トータルな情勢変化との関連をいっそう意識したアプローチが期待されるというとき、個々の会員研究者の情勢の把握・認識の共有が期待される。この共有のためには、労働総研としても、情勢分析のための組織的・集団的研究の条件整備が求められる。

④、今日、雇用、賃金、労働時間、過密労働、生活、環境等、労働者状態の改善には、個別の経済的要求闘争とともに、対政府・財界にむけての制度・政策要求闘争が不可避であり、それは規制緩和政策・労働力流動化政策に対抗する社会権の擁護・拡大を基本とした大企業の民主的規制、経済の民主的改革を展望することになる。

そのさい重要なのは、経済闘争と政治闘争(制度的諸要求闘争と政治革新の闘争)の結合という問題であるが、調査研究活動による要求と政策課題の提起、その実現にむけてのたたかいのあり方という問題についても、それぞれ意識的

特集・労働総研設立10年の足跡

な取り組みの強化が期待される。この点では労働総研としてはその調査研究をすすめるにあたり、とりわけ全労連との日常的な連携の強化が不可避の条件となろう。

⑤、なお、最後になったが、今日の日本の労働者、国民の労働と生活の悪化については、アメリカを頂点とする国際的独占資本の「グローバル経済化」と「市場原理主義」による国際的な産業再編、リストラ・人べらし「合理化」攻撃の結果であり、その一環であることを強調しておかねばならない。その意味で、欧米、アジア諸国の労働者・勤労諸国民の状態把握とあわせて、国際労働運動の動向とそれとの連携の条件の把握もまた、労働総研としてきわめて重要な研究課題であろう。

以上の基本的視点を射程に入れて、以下の具体的な研究課題の取り組みがすすむことを期待したい。

第3章、21世紀初頭における具体的な研究課題

労働総研設立以降10年の研究活動、21世紀初頭の情勢の展望をふまえた2000年度を初年度とする21世紀初頭の各研究プロジェクト・部会の研究計画は、以下のとおり。

a、研究プロジェクト

①、地域政策研究プロジェクト

地域政策研究プロジェクトの1998年10月の全労連・労働総研共催の第3回地域政策研究交流集会以降の活動は、10回の研究会（今後の予定を含む）を開催し、報告と討論を通して、地域の特徴をもってすすめられた全労連のローカルセンターの地域的課題への取り組み、全国的課題に対する地域におけるローカルセンターとしての取り組み、戦後日本の地域開発政策の推進と発生する地域諸問題に対する労働組合運動、住民運動、その他各種の地域的大衆運動の歴史的变化、バブル崩壊以降の地域経済の再生、雇

用創出をめざす動向、大型店出店阻止・規制をめぐる新旧地域諸団体間の新たな対話と共同の発展、自治労連の「地方自治憲章（案）」作成の意義、新たな活力ある取り組みなど、今後の地域政策研究プロジェクトの研究活動にとって示唆に富む有益なものであった。

21世紀は、グローバリゼーション下で推進される市場経済と規制緩和に対抗する「新しい地域の時代」といわれ、諸矛盾が累積するわが国の経済、社会、政治を大きく転換させていくためにも、地域の労働組合運動を含む広範な住民が主体となって崩壊の危機に直面している地域社会を再生させ、住民生活を守ることが不可欠な課題となっている。

地域政策研究プロジェクトとしては、このような認識のもとに、速やかに地域学・地域社会学の研究者、労働組合関係者などを加えた正式メンバーを確認し、2000年度定例総会以降、「21世紀初頭の研究計画」として、以下のテーマの研究、検討を進め、必要によっては前進的成果を生み出している地域の視察、聞き取りなど実情調査も行っていく。

- ①現代日本社会の階級、階層構造—とくに地方、地域の特徴の研究
- ②「地域社会」に関する総合的研究—労働組合運動、住民運動の観点とグローバリゼーション、市場経済との関係重視
- ③戦後日本における地域開発政策の展開と労働組合運動、住民運動の対応
- ④地域における労働組合運動をはじめ農民組織、業者団体、中小企業者、その他さまざまな伝統的社会集団、新しい社会運動とその相互関係の現状把握
- ⑤大垣市の「マイスター倶楽部」など先進的な経験と諸成果の調査研究
- ⑥労働組合運動の今日における地域政策立案の基本的観点と支柱
- ⑦以上の研究の過程で特別に検討を必要とされる課題

Ⅱ、研究部会

①、賃金・最低賃金問題研究部会

2000年以降の環境の激変のなかで、財界・多国籍大企業は資本の利益を擁護するために、公然と労働者にその犠牲を転嫁させている。それは特に解雇自由や賃金の引き下げなど、雇用・賃金問題に関して顕著である。

このような新しい情勢のなかで、当部会としては、賃金・最低賃金問題を基軸に据えつつ、隣接分野での新しい課題をも視野に入れて研究して行くこととする。以下の領域での研究テーマを設定して行きたい。

(1) 賃金決定機構の問題

春闘・公務員賃金・最低賃金制の現状をみつめ、賃金水準の抑制攻撃が行われているとき、従来型の賃金決定機構の問題を理論的に総括し、新しい課題が要請されているかを検討する。具体的には、例えば、賃金要求において格差縮小をめざす賃金引き上げの意義の問題、民間準拠方式（人事院勧告）だけでない民間と公務の賃金の連動関係のあり方、国民春闘としての全国一律最低賃金制の新しい意味づけなどである。

(2) 日本型横断賃率の検討

雇用の流動化政策や男女賃金差別問題に対処するために、企業横断的賃率協定の意義が増加している。日本における横断賃率のあり方を日本の労働市場の現実を踏まえて検討する。

(3) 成果主義賃金制度の実証分析

現在、民間大企業で広範に導入されている成果主義賃金制度について、イデオロギー批判だけでなく、事例のケーススタディに基づいて事実を解明し、そこでの矛盾を明らかにする。それによって導入企業での労働者の闘いへの理論的根拠を与える。

(4) 雇用問題と賃金問題

a、不安定雇用と賃金問題

派遣労働の規制緩和やパートタイム労働者、契約型労働者の増加のなかで、雇用形態と関連

づけた賃金問題を検討する。

b、ワークシェアリングと賃金問題

失業率の増加で、労働時間短縮による雇用拡大が要求されている。賃金を引き下げない雇用拡大のあり方を欧米諸国の事例も参考にして検討する。

c、定年延長・退職金・年金問題と賃金問題

財界の総額人件費削減政策は退職金・企業年金にも現れている。他方で公的年金の支給開始年齢の繰り延べにより、定年延長問題も登場している。高齢者の雇用とそこでの賃金のあり方を高齢者の所得保障の観点から検討する。

②、労働時間問題研究部会

わが国における時短闘争は、ドイツ、フランスなど西欧諸国とくらべて立ち後れは深刻であり、それを克服するための課題は山積している。

a、非人間的実態を告発するための調査研究の課題として、(1) サービス残業、長時間労働、超過密労働、交替制・深夜労働の実態とその歴史的傾向、(2) その結果としての労働災害、健康破壊、過労死・過労自殺の実態とその歴史的傾向、(3) とくに労基法改悪以後の女性労働者の深夜労働の実態とその諸結果、(4) 裁量労働・変形労働・成果主義賃金などの導入と強化による1日8時間、週40時間の労働時間制の破壊現象の実態とその歴史的傾向、(5) わが国における有給休暇とその「消化率」、およびその過ごし方の実態とその歴史的傾向、(6) それらの産業別、業種別、企業別、職種別の実態と特殊性、その歴史的傾向などがある。

b、時短闘争を前進させるための政策研究課題として、(1) 日経連による賃下げと雇用流動化をテコとした「エセ・ワークシェアリング」政策に対する批判と、それに対置したわが国における時短による、賃下げなしのワークシェアリング実現の政策課題を中心にすえ、(2) わが国特有のサービス残業を克服するための方策、(3) 残業を規制し、さらに週35時間制を実現さ

特集・労働総研設立10年の足跡

せる課題、(4) 実働時間と拘束時間の問題、1日拘束8時間、週休完全2日制を実現させる課題、(5) 日経連のいう正規労働者にも時間賃金制を導入しようとする問題と、わが国での労働時間と賃金を結合させる課題についての研究、(6) 生産計画での余裕時間の組み込み、交代要員の配置などによって職場における1人当たり作業量を規制し労働密度を軽減させる課題、(7) 自由時間の拡大による人間らしい生活のあり方の研究、(8) フランス、ドイツ、イタリアなど西欧諸国におけるバカンスの実態、(9) 西欧諸国におけるワークシェアリングの実態とその歴史的教訓などを追究する。

③、労働法制研究部会

85年に労働者派遣法の制定および男女雇用機会均等法の制定とそれに伴う労基法改正による女子保護の削減が行われ、87年には労基法改正によつて40時間労働制が定められた際に専門業務型裁量労働制が導入された。労働者派遣法は自己の利益のために労働者を指揮命令して就労させるものは労働法上の使用者としての責任を負うという基本原則、また裁量労働制は労働は時間決めて行われるという基本原則の重大な例外である。

98年には新たに対象業務の限定範囲がきわめて曖昧な企画業務型裁量労働制が採用され、99年には有料職業紹介と労働者派遣が原則的に承認され（ネガティブリスト化）、戦後の労働者保護法制の骨格の一角が崩壊する事態になった。

99年以降、労働法分野の外で相次いで制定された産業活力再生法、民事再生法、会社分割法などは、産業のためと称して大量の整理解雇を支援・奨励する内容を含んでおり、今後、企業の再編製の進行に伴う労働者の大量解雇が危惧される。

だが、そうした事態に対処して労働者の雇用を保障すべき労働法制・雇用法制の整備は放置されるばかりでなく、労働省の雇用法制研究会

や企業組織変更に係る労働関係法制等研究会の企業再編をフォローする報告や経団連の提言もあり、むしろ逆に、労働者保護法制の規制緩和の動きは今後も強められようとしている。

また、国鉄などの民営化や今後の独立行政法人化によって公務員法制の堀崩しが進み、その位置づけが変化しようとしている。

労働法制研究部会は、そのような動向の把握と法的な分析、理論的批判そして必要な問題提起を行う課題を負っている。そのような使命があるにもかかわらず、メンバーの諸事情により部会は暫く休会状態であった。その事情も近く改善されるので、早急に再組織し、部会運営を再開したい。

④、社会保障研究部会

「21世紀を生存権回復・確立の世紀とするために」を基調に据えて研究活動をすすめていく。

2000年4月、大きな混乱の中で介護保険の強行実施、さらなる年金制度と医療保障制度の大改悪、そして「社会福祉基礎構造改革」立法作業と、いよいよ社会保障全構造総改悪の試みも大詰めを迎えようとしている。これによって憲法の生存権条項も、民主、平和、人権の全憲法体制掘りくずし作業の一環として、その解体がさらに進められることとなるわけである。

このような状況の進行する中で、当研究部会は、これまで社会保障諸分野における体制側からの世紀末的改悪攻撃の進行と、それに対する民主的諸組織の側からの取り組み状況を検討してきた。

その成果の上に立って、2000年度からは、(1) さらに、このような政策下の国民生活の実態—失業、疾病、老齢、障害、児童など、そして、基本的な貧困問題—これらに対応する政策、(2) そして、社会保障改悪に共通するイデオロギー状況の分析を進め、(3) 人権としての社会保障の回復・確立に向けて21世紀を切り開いて行くため、国民の側からどう取り組んで行くべ

きか、われわれの側からの改革提言を含めて、論議、検討して行きたい。

具体的には、現在、これまでの取り組みをふまえて、このような意図で、(別記)のような骨子での2000年度内出版を計画中で、この骨子にそっての研究作業を進めて行く予定である。

(別記)

社会保障・社会福祉「構造改革」政策と社会保障運動の課題 (仮題)

- 序 章 社会保障・社会福祉をめぐる問題状況と対抗の論理
- 第1章 社会保障「構造改革」の問題点と社会保障理論
- 第2章 現代における労働・生活問題の諸側面と社会保障・社会福祉
- 第3章 社会保障・社会福祉の「構造改革」とその矛盾の深化の実際
- 第4章 社会保障・社会福祉労働の実態と運動の展開

⑤、青年問題研究部会

(1) 基本的テーマ

この1年あまり、青年、とくに新卒者の就業・失業の動向を研究討議してきた。このテーマは、今後も当研究部会の基本となる。

とくに、討議的になるのは、フリータの問題である。フリータを職業訓練中、モラトリアム、就職できる学力、実力をもたないに類別する報告もだされている。

このような新しいテーマを職業別労働市場、内部労働市場、外部労働市場研究の蓄積とむすびつけ、青年の職業能力の技能的、技術的、社会的形成に焦点をあて、今後の研究討議を組織していきたい。

この分野の研究は、たとえば、青年と労働組合の関係、組合組織化の実践問題と直接にかかわりあっている。

(2) 学校改革と関連して

教育改革の研究は、民主教育研究所その他の

活動でもおこなわれているが、当研究部会では労働者、労働組合からどう教育改革を考え、更に政策要求を提起していくかを意識して討議をすすめたい。

高校改革の研究は、労働者として働く青年の立場から取り組むことがもめられている。戦後改革の未完におわった原点をふりかえり、青年失業とたたかう先進諸国の実践をとりいれ、改革の基本点を集約していきたい。経済のグローバル化を背景に、地域研究が時のテーマになっているが、高校教員は多くは地方公務員であり、地域経済のこれからと青年の就業は密接に関係している。

東京での研究活動で忘れられやすいこの視点を、大切にしたい。

大学改革も、とくに国公立の分野では、この問題をぬきに展開できない時点にきている。課題を消化するためには、一汗も二汗もかかなくてはなるまい。

学生の就職問題の動向と直接に関連して、大学の変貌がすすんでいる。その序列化と多様化の実態をつかむ作業はかかせない。高等教育卒の労働者が比重を高めるなかで、IT化と深くかわりあうこのカテゴリーの労働者の直面する問題を研究討議に取りこんでいきたい。

(3) 労働者階級の資質と職業的誇りについて

高度成長のある時期まで専門校卒を主体とした高卒労働者が日本のものづくりの現場をになってきた。そういう自負が労働組合運動の戦闘化と無縁でない。いまこの厚い層が縮小分解に直面している。

教育・職業訓練の問題は、ことの技術的側面だけでなく、労働者の誇りの問題と結びついている。未開拓といえる分野だが、初発的な研究討議はすすめたい。

(4) 研究会の構成について

労働運動総合研究所で研究部会を組織する仕事は、そう簡単なものではない。また、組合関係シンクタンクと大学での研究にはおのずから

特集・労働総研設立10年の足跡

ちがいがある。その困難や研究の相関をリアルに理解することが関係者に求められている。

研究所全体でも、個別研究部会でも、テーマにおうじて、かなり機動的で、柔軟な研究態勢を工夫していく必要があるだろう。労働組合をふくむ大衆運動の分野でほとんどふれられることのない学問という言葉の深い意味を考えることをぬぎにして、研究の発展は期待できない。

⑥、女性労働研究部会

男女平等をめざす要求と運動は、今日すでに国際的な共通課題として前進しつつあるが、21世紀初頭にはいつそうの発展が予測される。

男女雇用機会均等法の改定はその現れでもあるが、同時にそれが労働基準法の「女子保護」廃止と同時に施行されるなど、相次ぐ労働法制の改定や、個別・成果主義管理の強化、公的福祉の後退など、「グローバル化」に対応する財界・政府の「21世紀戦略」推進は、女性労働に多様な変化をもたらしており、平等実現の運動も新たな課題に直面している。

当研究部会はこうした状況をふまえ、以下を中心に、女性労働に係わる国際的な動向や国内の諸理論なども視野に入れて、多角的に検討する。

(1) 今日の女性労働の変容の実態

情報技術革新の進展や「女子保護」廃止、労働時間の弾力化等による、労働の内容、負荷等の変化。

「労働力流動化」と、女性労働の多様な不安定雇用化。

「個別・成果主義管理」と、差別、選別の手法の再編。

社会保障制度改悪と、家庭責任、性別役割などへの影響。

イデオロギー状況と、意識、価値観等の変化。

(2) 関連する財界・政府の政策的動向、および少子化対策などその内包する矛盾

(3) 運動の状況と、展望、課題

女性労働者の要求、運動の新たな諸特徴。とくに労働組合運動との関連など。

⑦、不安定就業・雇用失業問題研究部会

いま、日本経済がかかえている最も深刻な病は構造失業問題である。公式統計に現れた完全失業者300万人に、潜在失業者や不安定雇用労働者を加えると、失業ないし半失業状態にある人々は1000万人に達する。ホームレスの増加に象徴されるごとく、長期失業は貧困問題とも深くかかわっている。構造失業の解決なしには国民生活の安定はもとより、国民経済の再生はありえない。

こうした構造失業をもたらしている背景と要因について科学的に分析することが、第1の研究課題である。同時に、大企業を機軸とするリストラとそれを支援する政府の政策に反対して、各地で取り組まれてきた労働者や住民の闘いを総括することも重要である。

雇用保険の改悪法案の審議が国会で大詰めを迎えている折り、失業時の生活保障のあり方に関する研究や公的就労事業の再建に関する研究が強く求められている。新規雇用創出の焦点である介護・福祉分野での就労実態の分析も重要である。

さらに、「エンプロイアビリティ」論、「セーフティ・ネット」論、解雇自由化論など、財界や政府の戦略と関わりの深いイデオロギーに対する批判についても意識的に取り組む必要がある。

これらの研究課題のすべてに取り組むことは難しいため、当研究部会の専門分野を生かして適宜分担して研究を進める。99年度に新規メンバーの補充を行ったが、他方で当研究部会出席者が限られる傾向にあるので、必要に応じてさらに補強を図りたい。

当研究部会として、加藤佑治・内山昂編著「規制緩和と雇用・失業問題」（1997年）を刊行して3年が経過した。2000年度は新たな出版計画

の検討を開始する。

⑧、中小企業問題研究部会

景気の低迷や経済・産業のグローバル化の展開のもとで、中小企業がキーワードになる。政府は2001年までに、これまでの中小企業「保護政策」を打ち切り、「自助努力」と「規制緩和」による完全自由競争の方向に大転換している。そのために、「中小企業基本法」をはじめ、個別産業支援法など関係法制の見直し、廃止をすすめてきたが、下請代金支払遅延等防止法に代わる「特定中小企業契約適正化法案」の今国会上程が見送られた。ひきつづき、部会研究とともに、国会闘争との連携、日本共産党の実態調査等に協力していく。

あわせて、大企業のリストラ競争と政府の支援策、さらには「IT革命」がすすむもとで、中小企業分野の政策研究を深め運動発展に寄与するとともに、必要な段階に研究成果をまとめていく。

⑨、国際労働研究部会

この4月、ワシントンのIMF会議の開催にさいして、世界各国から集まったNGOや市民団体の代表1万人が「経済のグローバル化」反対を叫んでデモを展開した。同時期、マレーシアで開催された「ASEANビジネス・サミット」にあてたメッセージでマハティール首相は「経済のグローバル化」にたいする規制を強調、「われわれが古い帝国主義とたたかったのは、新しい帝国主義にひざまづくためではない」とのべた。

ここにいう「経済のグローバル化」、「新しい帝国主義」などというのは何を意味するのか。20世紀の初頭、資本主義が独占資本主義＝帝国主義の段階に入ったことと対比して、「経済のグローバル化」を21世紀に向う資本主義の新たな発展段階として、その内容を分析するとともに、その内容に対応する呼び名をも確定して、そのうえで労働組合運動の国際的な共通課題を明確

にする必要があるのではなかろうか。

国際労働研究部会としては、この問題を21世紀初頭の研究課題として決定しているわけではなく、具体的な研究計画も出来てはいないが、すでに部会でこのような課題に関連した報告も始まっているので、とりあえず本部会の研究計画の一部として報告する。

⑩、政治経済動向研究部会

研究テーマ：21世紀への展望と労働運動

当研究部会は、(1)日本の労働運動をめぐる経済政治動向を、実践的な諸課題との関連でとらえて、全労連など労働組合運動情勢分析、政策や方針策定に役立てることと、(2)「グローバル化の時代」における日本の経済・政治の大きな構造的転換を分析して、日本社会の民主的改革にむけての諸条件とそこでの労働運動の役割を明らかにすることを、自らの課題としている。

したがって、研究者と組合幹部だけでなく職場を含む活動家と共同協力した研究活動をすすめていくことを重視する。

「具体的な研究課題」としては、21世紀初頭が、巨大独占の新たな世界支配政策の展開をめぐるつばぜり合いのたたかいの時期となるであろうこと、そのなかで日本社会の改革をめぐる激しい攻防が展開されることになろうことを想定して、冒頭の全体テーマのもとに、以下の諸課題を追求していく。

(1)「動向研究四季報」の発表

「運動に役立つ情勢分析を定期的にやってほしい」との要望が強いことから、困難ではあるが、可能なところからその要望に応えていく努力をすることとする。発表時期としては、3月、6月、9月、12月の年4回をめざし、日本経済、国際経済（アジア・欧米経済などについては国際労働研究部会との協力をも得る）、労働経済・労働運動、政治動向についてそれぞれ4～6ページのものを「労働総研クォーターリー」に反映でき

特集・労働総研設立10年の足跡

るよう編集委員会とも相談し、発表していきたい。

(2) 経済・政治の構造的分析

a) 今日のリストラ問題、b) 金融再編と労働運動の課題、c) 財政危機と行革にどう立ち向かうか、d) アジアから見た日本経済再生の条件、e) 21世紀型経済政策とはなにか、f) 「IT革命」と労働者階級、g) 環境問題と労働運動、h) 変貌する日本の政治基盤、i) 日本と欧米資本主義(社会)との比較などのテーマのもとにすすめていく。

たとえば、単行本のイメージとして、つぎのようなことが考えられる。

『リストラの政治経済学』

- 1 激発するリストラとその社会的影響
- 2 今日におけるリストラの特徴
一日産、IBM、高見沢電機、不動信金などの事例分析を通して
- 3 経営戦略の転換とコーポレートガバナンスの変化
- 4 投機資本主義の浸透・支配と国家独占資本主義の新展開
- 5 アジア経済進出の新段階
- 6 変容する労使関係と激変する労働者状態
- 7 労働運動の反リストラ戦略
- 8 現代リストラのイデオロギー
- 9 日本と欧米資本主義との差異

⑪、関西圏産業労働研究部会

2000年代初頭については、以下の2つの柱で研究活動をおこなう。

1、地域社会に現れている企業リストラクチュアリングの影響について実態研究をおこなう。

世界的な独占の再編制にともなう企業のリストラクチュアリングは、2000年代初頭、本格的に進行すると考えられる。それは、その企業に働く労働者の労働と生活を変え、地域社会にも重大な変化をもたらす。その実態について、地域の労働組合や民主的な団体との共同をはか

りながら、研究活動をおこなっていく。

2、企業リストラクチュアリングの進行を支えている理論についての批判的検討をおこなう。

現在の企業リストラクチュアリングは、徹底した自由主義やグローバリズムの理論によって、支えられている。こうした理論について、地域の労働運動や民主的な運動に指針を与えるような理論的批判をめざす。

以上の点をふまえて、2000年度はつぎのような研究活動をおこないたい。

(1) 連絡をもちうる地域の労働者との連携を手がかりとして、地域の企業のリストラクチュアリングの進行状況とその労働者・市民の生活に及ぼす影響を分析する仕事に着手する。そのなかで今後の研究計画をより具体化していく。

(2) これまでの自由主義やグローバリズムに対する批判を手がかりにしながら、理論的批判の深化をはかる。

c、公開研究例会

設立以降10年間に21回の公開研究例会を開催した。引き続き、常任理事会が実施に責任をもち、適宜適切なテーマを設定しこの公開研究例会を開催していく。